

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 理事会及び常任理事会

(理事会の構成)

第26条 理事会は、役員をもって構成する。但し、監事は議決権を有しない。

(理事会の権能)

第27条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第28条 理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事の2分の1以上の者から請求のあったときに招集する。

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

第30条 理事会は2分の1の出席で会議が成立し、議事は過半数で決し可否同数の場合は議長が決するところによる。

(常任理事会の構成)

第31条 常任理事会は、会長・副会長・常任理事及び事務局長をもって構成する。

(常任理事会の権能)

第32条 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 理事会に付議する議案に関する事項
 - (2) 理事会から委任された事項
 - (3) 緊急に処理すべき重要な事案に関する事項
 - (4) その他、理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 (3)については、次の理事会において報告しなければならない。

(常任理事会の招集)

第33条 常任理事会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(常任理事会の議長)

第34条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第7章 専門部及び事務局

(専門部)

第35条 本連盟は、事業の円滑な執行のために専門部を置く。

2 専門部に関し必要な事項は理事会において別に定める。

(事務局)

第36条 本連盟に次の事務局をおく。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 2名
- (3) 事務局員 若干名（会計担当を含む）

(事務局の選任)

第37条 事務局長、事務局次長及び事務局員は、会長が指名し、理事会の承認を得るものとする。

2 事務局の任期は、役員の任期と同様とする。ただし、次の事務局が選任されるまでの間は、前任者がその任にあたる。

(事務局の職務)

第38条 事務局は、会長の指示を受けて、本連盟の事務処理にあたる。事務局長は事務を総括し、事務局次長は事務局長を補佐するとともに事務局員の事務を補完する。

第8章 会計